

令和 2 年度仁淀川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、仁淀川町の全組織における物品等の調達に適用する。

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）
 - （ア）障害者の雇用者数が 5 人以上
 - （イ）障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - （ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等

町が施設等から調達する物品等は、事務用品、日用品、書籍等の物品及び清掃、印刷、クリーニング等の役務の提供を受けるもののうち、施設等が受注することが可能なものとする。

5 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的を達成するために、施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 調達の実施

施設等からの調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び仁淀川町財務規則（平成 17 年仁淀川町規則第 41 号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとし、仁淀川町財務規則第 109 条の規定に基づく限度額を超える場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する随意契約の特例の制度を活用する。

7 調達の推進方法

- （1）総務課は、施設等から提供可能な物品等の情報について、各所属へ情報提供を行うとともに、各所属からの問合せ窓口を設置する。
- （2）各所属は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。
- （3）施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

8 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し公表する。

9 担当窓口

本方針の担当窓口は、総務課とする。